

第九回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和二十五年十一月二十八日(火曜日)
午後一時三十一分開会

本日の會議に付した事件

○所得税法臨時特例法案(内閣送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○揮発油税法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(小澤清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。日程を追加いたしました。酒税法の一部を改正する法律案、所得税法臨時特例法案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、順次これらを日程に追加して上程することといたします。政府委員において法案の説明をお願いいたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました所得税法臨時特例法案外三法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、本年すでに国税、地方税を通ずる税制の大改正を行い、国民負担の軽減合理化を図つたのでありますが、国民の租税負担は、現在尙相当重いものがありますので、極力歳出の削減に努め、以つて所得税を中心として一層の軽減合理化を行うよう検討を加えて参つたのであります。然るとして昭和二十六年予算におきましては、又本年度補正予算におきまして

も、相当の減税財源を生ずる見通しを得ましたので、先ず、昭和二十五年補正予算に関連しまして、所得税につきまして、昭和二十六年一月一日から同年三月末日までの間に支払われる給与に対する源泉徴収税額を暫定的に軽減し、また酒税につきましては、本年十二月一日からその税率を引き下げ、更に昭和二十六年一月一日からは物品税、揮発油税及び砂糖消費税につきまでも軽減を行うこととして、ここに物品に関するものを除く関係法律案を提出いたしますこととなつた次第であります。

先ず、所得税法臨時特例法案について申し上げます。政府として、国民負担の軽減の現況に鑑み、昭和二十六年から所得税の負担の一層の軽減合理化を図るよう目下検討中であり、これが、差当り昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支払われる給与に対する所得税の源泉徴収税額につき、暫定的に軽減を行う特例を設けることとしたのであります。即ち、取りあへず基礎控除を年三万円、扶養控除を年一万五千円、税率を課税所得金額五万円以下に対する百分の二十から始まり、百万円を超える金額に對する百分の五十五に至る超過累進税率として計算した場合の税額程度まで、その負担の軽減を図ることとしたのであります。これがため給与の金額並びに扶養親族及び不具者の有無及びその数に応じて、所得税法別表第二の源泉徴収税表の月額又は日額表の各欄に

掲げる税額から、それらの法律の別表に定められた一定額を控除した税額によつて、源泉徴収することとしたのであります。これによりまして、勤労所得者は相当負担の軽減を受けることとなるのであります。例へば、月収五万円の勤労者では、現在の四百三十三円が八十円軽減されて三百五十三円となり、また扶養親族二人の月収一万円の勤労者について見れば、現行の八百九十五円が百九十五円軽減されて七百円となり、更に扶養親族四人の月収二万円の勤労者は、現行三千七百円が七百円軽減されて三千円となり、四百七円となるのであります。尚日傭労働者の源泉徴収税額につきましても、右と同一の基準でその軽減を図ることとし、また賞与についても同様の軽減措置を及ぼすことといたしました。

次に、税制の執行に当りましては、特に申告所得税の執行状況を改善することが焦眉の急務となつておりますが、その一助として、課税年度終了後から申告期限までに相当の余裕を以て、納税者の十分な協力によつて自主的な申告及び納税の向上を期すると共に、税務官庁が納税者の所得の実態を的確に調査し、公平且つ適正な課税を行うことができるように、確定申告書の提出期限及びその納期を一ヶ月延長することとしたのであります。

次に酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。本年度当初予算

算編成當時に比して、原料事情の好転等に伴ひ、酒類の生産が著しく増加したにもかかわらず、現在の税率及び酒類の価格が高きに過ぎ、購買力がこれに伴わないため、正規酒類の需給に混乱を生ぜしめ、酒税の円滑な徴収に支障を与え、酒類需給の弊害を大きくしている現状であります。

政府といたしましては、これらの事情を考慮し、酒類の円滑な需給を図るとともに需給の防止に資するため、今回税率につき、特に焼酎及び清酒第二級等一般の需要の多い酒類に重点を置いてその引き下げを行うことといたしました。即ち、これによりまして、自由販売の酒類の小売価格は、清酒一級は一升当り現行九百五十円が七百五十円程度に、二級は六百四十五円が四百六十円程度に、合成清酒二級は一升五百円が三百七十円程度に、焼酎は一升四百五十円が三百三十円程度に、又ビールは一本百三十二円が百十五円程度に、それら安くなる見込みであります。配給酒類におきましても同様にして、若干の値下げとなることを予定しております。而してその実施時期は、酒類の年末年始における特殊な需給関係を考慮いたして、来る十二月一日を予定し速かに実施したいと考えております。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。砂糖消費税につきましては、最近における輸入砂糖及び餡、ぶどう糖等の甘味品の増加によりまして、国内産糖の価格

が相当値下りを來たしてあり、その負担が相当重くなつておりますので、今回その税率を、黒糖及び白下糖については現行百斤当り千八百円を四百円に、白砂糖については二千円を千円に、それら引き下げ、昭和二十六年一月一日から実施することといたしました。

この外、砂糖消費税延納の際の担保物件の範囲を社債及び保証人等による擴張する等所要の改正を行うことといたしております。

揮発油税は、昨年五月以降揮発油の小売価格の百分の百という相当高い税率で課税して参つたのであります。その後における揮発油の供給の増加及び代用燃料価格の下落等によつて、その税率が極めて重いものとなりましたので、今回その税率を約三五%がた引下げて、一キロリットル当り一万一千円とすると共に従来の従価税率を従量税率に改めることといたしました。この軽減は、昭和二十六年一月一日から行い予定であります。徴収猶予の關係から本年度の税収入額には影響がないのであります。

以上、各法律案につきましてその大要を申し上げたのであります。今回の税制改正による減収額は、源泉徴収の所得税において約五十六億三千百万円となり、物品税において約八億一千万円を予定してあり、砂糖消費税において約八千五百万円となり、酒税については相当の減税を行うのであります。酒税率の引下げに伴う酒類の消費

が相当値下りを來たしてあり、その負担が相当重くなつておりますので、今回その税率を、黒糖及び白下糖については現行百斤当り千八百円を四百円に、白砂糖については二千円を千円に、それら引き下げ、昭和二十六年一月一日から実施することといたしました。

この外、砂糖消費税延納の際の担保物件の範囲を社債及び保証人等による擴張する等所要の改正を行うことといたしております。

揮発油税は、昨年五月以降揮発油の小売価格の百分の百という相当高い税率で課税して参つたのであります。その後における揮発油の供給の増加及び代用燃料価格の下落等によつて、その税率が極めて重いものとなりましたので、今回その税率を約三五%がた引下げて、一キロリットル当り一万一千円とすると共に従来の従価税率を従量税率に改めることといたしました。この軽減は、昭和二十六年一月一日から行い予定であります。徴収猶予の關係から本年度の税収入額には影響がないのであります。

以上、各法律案につきましてその大要を申し上げたのであります。今回の税制改正による減収額は、源泉徴収の所得税において約五十六億三千百万円となり、物品税において約八億一千万円を予定してあり、砂糖消費税において約八千五百万円となり、酒税については相当の減税を行うのであります。酒税率の引下げに伴う酒類の消費

が相当値下りを來たしてあり、その負担が相当重くなつておりますので、今回その税率を、黒糖及び白下糖については現行百斤当り千八百円を四百円に、白砂糖については二千円を千円に、それら引き下げ、昭和二十六年一月一日から実施することといたしました。

増加等により、結局において一億二千九百万円の増収が見込まれるのであり

ます。従つて、税法改正による減税額は通計六十三億九千七百万円となるのであります。他面、本年度当初予算の租税及び印紙収入額四千四百四十六億円に対し、最近における経済諸情勢の推移、徴収の状況等を勘案して、総額において約六十八億六千二百万円の自然増収を見込みましたので、右に申し上げました税法改正による減収額と通算いたしますと、本年度の租税及び印紙収入の総額は約四千四百五十億円と相成るのであります。

何とぞ御審議の上、速かに賛成せられるよう切望してやまない次第であります。

○委員長（小串清一君） それでは酒税法の一部を改正する法律案について、御質疑をお願いいたします。

○杉山昌作君　この酒税の税率の引下げによりまして、小売価格の方は何でございませうか、税が下つただけこのまま正確に下げるのでございませうか。途中の小売人の手数料とか何となく、そういうところにも多少の調整があるのでございませうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体税金の分だけに止めたいと思つております。焼酎その他若干のものにつきましては、マージンの調整を図る部分も予定いたしております。でございますが、例えば清酒につきましては、本年度の清酒は米が変りますので、いずれこれを近く変えなければならん。来年四月になるかと思いますが、その分は今固い見ない。焼酎等については従来から若干マージンについて問題があつた点が

ございます。そういう点を補正いたして参りたいと思います。

○黒田英雄君 酒税法の改正について、酒の税が今度十二月一日から安くなるのですが、そのときに今まで持つておつた酒についての改正が規定されておるようですが、これを一つどういうふうな順序で、どうなるかというところを具體的に説明して頂きたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 小売業者、卸売業者が手持ちと相成る酒につきまして、卸売業者は小売業者に戻税の措置はいたしておりません。ここで規定しておりますのは、製造場に戻し

初めて今度出る酒の税額から、前納めた税額を控除しまして、その際に改正される。そういうような関係になるのでございます。

○黒田英雄君　そうすると小売業者はそれを卸売業者に手持ちのものを戻して、そうして卸売業者が更にこれを製造する者又は指定卸売業者でもいいのの引取ですが、そこに戻して、今度更に引取るときに新しい税額をかけたものを引取る、こういうことになるわけですか。

○政府委員(平田敬一郎君) さようで
す。

○黒田英雄君　そりすると小売業者の手持ちの酒は、これは運搬しなければならんですね。製造者に送るといふことになる、遠隔の地に送らなければならん。或いは指定卸売ならば、車

京にすれば、東京の指定卸売業者のほうに持つて行つていいのですが、普通の指定卸売でないものは、これはやはりどこかの指定卸売業者に持つて行けばいいのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 持つて行けばそれでいいという簡単なお話でございますが、外のものにつきましては、申し上げておりますように、手持ちを、

ます。でございますが、先程も申し上げましたように、その前に米納税で引取りを認めたり、或いは小売業者が手廻したものは、小売業者が一定の余裕加減内に前の価格などで売れるというふうな配置によりまして、でき得る限り救済いたしまして、戻入等によらなければ救済できないということ是最小限度に止めたい。そういうような考えであります。

○黒田英雄君 先程御説明の中に、或る一定の余裕期間をおいて、元の高い値で売つてもいいということにしよう、というお話だつたのですが、これはこの法律ではどこに掲載されているのですか。

○政府委員(平田敬一郎君)これは御意
 知の通り、公定価格があるわけでござ
 いまして、公定価格の施行を四、五旦
 か、一週間ぐらい時期を延ばすわけで
 あります。この期間におきまして手勢
 ちをできるだけ売りさばかせるという
 ことをやつておるわけであります。こ
 れは今回やつたわけでありますして、後
 来の改正におきまして、そのようなか
 らぬ置をとつております。従いましてこ
 れは、物価庁で決めます公定価格の生
 示に出ております。

○黒田英雄君　その公定価格の問題でお尋ねしたいのですが、昨日頂いたものの、今日の提案理由の説明に五百四十四度というようにありますが、この程度ということは、多少それが動くといふ何か含みがあるのですか。それとも一つ、この秘類とそれから売値の差ですね、マージンですね、それがどういふふうにきまる予定になつておるでありますか。割振りはどういふふうにやるというような腹案ができてお

のですか。その点を一つ……。

○政府委員(平田敬一郎君) まさにその程度と申しましたのは、若干の端端は或いは精密な公定価格の改正の結果見出て来るかも知れないというような意味におきまして、この程度という字句を使つておるわけであります。それで結局酒税が決まりました、それに基づいて、酒類の価格につきましても、さつき申し上げましたように、根本的な

改正は見合すほうがいいと思う。最近に現われております市場の中、この際緊急に行わなければならないと認めらるるようなものにつきまして、若干の調整をして新しい公定価格を決める。そういうふうになるかと思ひます。それで現在その公定価格のマジンの問題につきまして目下研究中のものであります。これは通過次第、物価庁の告でございしますので、いつも即座に決いたしましたして、実行するという從來慣例でございします。従ひまして、いづれも税率と予定価格、一応要綱等に示しておりますが、法律案にはその公定価格は全然勿論関係がないものであります、大体御参考までにあつた数字を出しまして、判断の資料にいたしておる次第であります。

○黒田英雄君 併し、もう十二月日、日もないのでありますから、そマージンあたりはきまつておるのじないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 大体きまつておるものもございますが、尙たか、今日も少し相談したいといつたうな事情もございまして、これはぎくのとろでござまるのではないかと思つております。でございしますが、体の価格の動きましますものが殆んど僅

で、あの価格でびたりと行きますか、或いははみ出ますか、或いは若干へこみますか、その辺のところだと見ておられます。

○黒田英雄君 これに関連して、何と違いますが、そういうふうな販売価格をきめるということではなく、或る税を確保するだけの最低の価格だけをきめて、あとは自由にしようというようにすることについてはどうお考えですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 最高価格制につきましては、段々に酒類についても再検討の機が近くなつていゝのではないかと考えますが、ただ清酒等は、やはり原料として米を使つておるわけでありまして、主食についてよりコストロールの問題でございまして、近い将来検討の余地があるかと思ひますが、今すぐ米を使つておる清酒については価格を外すというよりは少しどうかと思ひます。併し「いも」を主として使つておる焼酎等につきましては、大体備給が平衡を得まして、公定価格を設けなくとも、大体ベランスがとれるというふうなときには、たゞ業者の行き過ぎた競争を防ぐために、逆にお話のように、酒税法に基きます一種の最低価格制みたいなものを設けるか設けなにかで、これも将来研究して見る必要があるかと思ひますが、今のところ、まだ年度の改正に伴ひましては、今の制度を据置きまして、それで極力需給状態等の平衡するのを見極めまして、その上でそのような問題につきましては、妥当な決定をいたしたかどうかと、どういふふうにかえておる次第であります。

○木村福八郎君 配給酒ですが、配給酒というのはまだどのくらいあるのか。それから配給酒の値段を若干下げるといふような提案理由の趣旨ですが、その後どうなつておられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) この数量を申し上げますと、最初の予算で決めておりました数量は、自由販売酒が二百三十九万四千石でございまして、それに對しまして改正後は先行き増加を或る程度期待いたしまして二百七十六万八千石を見込んでおります。今後の補正予算で最終的に見込みました配給酒のほうは、最初の計画では五十万石と予定したものでございまして、当初予算がきまりました後におきまして五千石の原料米の若干の増加がございまして、それで増石になつたものを配給に廻らすということになつたわけでありまして、本年は五十七万一千石に予定しております。合計しまして二百八十九万四千石の予定でございまして、そのうち、当初予算の見込みでありましたのが、新たに見込んでおりますのは三百三十二万九千石、四十三万九千石の増加でございまして、

○木村福八郎君 今配給酒というものは、どの方面に……

○政府委員(平田敬一郎君) 一番多いのは農村方面でございまして、農村の田植の植付け時期と刈入れ時期に配給するのが一番多いでございまして、その外工場、鉱山方面に對しては、相当配給いたしております。併し一番多いのは農村でございまして、

○木村福八郎君 配給酒の値段というのは、どのくらいです。

○政府委員(平田敬一郎君) 配給酒の値段は、これは清酒は三百九十五円をほんの五円下げまして三百九十四円にする、合成酒は配給辞退等がありますので三百五十円を三百円に下げる、焼酎は三百四十五円を二百八十円に下げる、そういう予定でございまして、

○木内四郎君 小売業者の手持ちの酒、これが一番問題になるだろうと思ふのですが、今、主税局長の語だと、公定価格を改訂する数日の間に売つてしまわなければならない、指定販売所まで返さなければならぬということになるのです。そういうことは皆可能であるというお考えですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは確實にする必要がございまして、特にそういう手続を踏んで来てまで税金を軽減して貰いたいというふうな場合に、おきましては軽減する。こういう意味で、そういう措置にしておるわけでございます。お話の通り、その期間に処分できないものにつきましては、戻入の措置が必要であります。

○木内四郎君 屋台店などならば、そうたくさん持つていないかも知れませんが、都内の小売業者などですら、相当多数持つておる、多量に持つておるものがあるだろうと思ひますが、そういう店は都内でも割合数が少ないのじやないかと思ひますが、そこに税務署の人が行つて、何か査定といふますか、調査をして、このくらい持つてゐる、よろしいというところで、簡単に行きませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) そこで査定して全部税金を返すということになると、例えば料理屋等が持つておるものも、細かく言へば、やらなくてはならぬことになりまして、極力手持ちを消化して賣うという趣旨で、どうして消化し切れないで、或る程度までと

つて残つたものについて、それを戻入するやうなことで返して貰いたたいというやうなものは、やはり返した方がいゝのじやないか、こういう意味で、そういう措置をとつておるわけでありまして、現にあるものを査定して返すということになると大変なことになる、こう見ております。

○油井賢太郎君 今までのお話で、大體の趣旨は分つたのですが、一休業者が手持ちしておる酒を新しい値段で売らないで、元の値で売れるというところは常識上これは不可能だと思ふ。主税局長は、その場合に何ですか、やはり前の高い値でも消化し切れるというふうにかえておるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 昨年自由販売酒の値を下げたときも、同様の措置をとつたのですが、微細な数量はそういう措置で消化できておるのでありますが、我が手持ちしておる、或いは小売業者が持つておるものを売さばくといふやうなことは、これは私は相当解決ができるのじやないかと思ふ。併しまとめておるものは、先程木内委員からお話のように、これはどうしても解決できない。そういう場合には戻入等の措置をとつて頂きます、それによつて軽減するということにしたいと考えております。

○油井賢太郎君 その場合ですね。一方の酒屋は大変安い酒を売出しておる、片方は高いのをそのまま売つておる、ということが現われる。そうすると、これは政府の処置の仕方によつて、国民に不当な、不公平な配給がされておる、手数をかけて安く売つてやろうという業者があり、一面におきまして

は、こういうふうな措置が出たのを幸ひに、こういう法令が出たことを知らない人には高く売つてしまふやうなやつと面白くない傾向が出るのです。それはどう考えられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) この小売業者が手持ちしておる酒は、一定期間は、余り一律に下げないで処分するといふことになりやしないかと思ひます。何となれば、この期間に処分しますと戻入等の措置ができませんから、損して売らざるもなければ低く売れますが、或る期間は或る価格で維持されるのじやないかと思ひます。その期間は売行きが悪くて、それが終つた後売れるといふことになるかもしれませんが、各個人業者間においては、凸凹な販売は生じないだろう、こう見ておるわけでありまして、勿論配給であります。非常なやうなことを販賣にしなければならぬが、自由販売でございまして、或る程度調節はできるのではなからうか、このように考えております。

○油井賢太郎君 先程の御説明によつて切替えどきの数量といふものは明白なんですね。そうしますと、明白な以上は、その明白なものに對して税額を決めて処置した方が却つて簡単に、スムーズに行くのではないですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 明白だとおつしやいますか、これはなか／＼私

どれくらいあるという数字は私共個人でおりますし、実行に当りましては、できるだけ十二月の手持高というものを確認する処置はとりたいたと思ひますが、それで完全かと申しますと、そうは行きません。結局やはり只今申しましたように或る期間を置いてどうしてもしなければならぬものを展入してまで何とかしてくれという場合にやるといふことでやりますれば、大体過渡期の業者の損、不損を調整することができるといふやないか、こう考へて処置をいたしたいと考へておるわけでありませう。

○油井賢太郎君 もう一つ伺ひたいのは、一週間なら一週間の間に、安い酒を仕入れてたまたま手持を切替へることになつて、安い酒を仕入れた店において高い値で売るといふことも可能になるわけですね。それは構はないというふうになるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その辺の問題は何でございませうが、従ひまして、余り長い期間は置くべきではない。併しその間若干得する者と若干損する者と出て来ると思ひます。同じ手持の品物につきましても、値引して売つたり、或いは少し高く売るといふようなことがあるかも知れませんが、それくらいのことでは過渡期の調整上仕方がないと考へております。

たしましてやつておりますが、本年度は差当り節約額の中から復活を認めまして、二千万円程度密造に追加して、余計にいたしております。来年度は又もう少し余計にすることを目下計画の中のでございませう。この機会にできる限り取締強化いたしまして絶滅を期するよう努力いたしたいと考へております。私は昨年の糖酎の値下の例によつても分りますように、値段がこまで下りますと余程密造酒と対抗し易くなるのではないかと、これが一番よい好機と考へておられますので全力を挙げてやりたいと考へております。ただ国家警察は割合に緊密であります。自治体警察がやはりなかなか思ひやうな関係に参らぬ実情もございませう。併しこれも自治体といたしましては都市の近郊、都市の内部に密造部落がありまして、或る意味においては犯罪の温床みたいなになります。秩序を紊す原因にもなりますので、自治体警察といたしましてはこれを根絶することは本来の任務だと考へておりますし、そのうにことにつかましても緊密な連絡をいたしまして、できるだけ警察の協力を仰いで根絶し得るよう努めて行きたいと考へております。

○大矢半次郎君 シヤウブ勧告を見て密造の取締について四つばかりの態様を考へておられます。農家の密造、朝鮮人その他密造を専業にして販売しておる者の取締、それから工業用酒精の横流れ防止、それから免許営業者の反則取締、こういうふうに分けて大分細かく考へておるようですが、それらについての対策も相当具體的に考へておられるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 実はシヤウブ勧告が我々が提出した問題をうまく容れて整理して呉れておるようですが、やはり正規業者の密造につきましても、最近相当嚴重な検査方針を立てまして、相当大きな工場等につきましても徹底した調査を実行いたしております。その結果荷くも洩れがありますれば嚴重な方針で臨むことになつておりました。先般僅か一割か二割の洩れでもいやくも正規業者がやるのはどうも面白くないといふことで、適當な制裁を加へることを実行しておる例もございませう。これは業者の自衛と監査の徹底といふことによりまして根絶を期する。少し眞實と認められるものにつかましても免許取消の方針等も考へて行きたいといふふうに考へておるのであります。

それからその次はアルコールの横流れであります。これも一時大分激しい事情もございまして、最近では税務官吏に或る程度立ち会わしめするシステムを導入することにいたしておりますが、なか／＼併しこれも一旦卸売業者に流れました後で密造して売るような事情もありませう問題があるようございませう。シヤウブ勧告はこの点については、主としてアルコールの問題は、酒との関係ではなくて、密造の關係で重要だから所管を逆産省から大蔵省に移してしつかりやつたらどうかと、こう言つておられますが、こういう問題につきましては、よく一つ検討しました上で政府として結論を出すようにいたして参りたい。それから都会近郊で主として販賣専門でやつております密造、これを先程も申しました密造取締の最重要点におきたい、今度大分

値が下りましたので、余程競争しやすくなりまして、自然に淘汰される面も出て来るのじやないかと思ひますが、こういう機会にやりますと、消費者も最近は大分経験がありますので、危い密造酒は飲まないように、正規の酒を飲むといふ傾向に余程行くのじやないか、そういう宣伝を併せていたしまして、できるだけ根絶を期して参りたい。これが当面の一番大きな取締を要すべきところじやないかと思ひます。それから農村等の密造は、この自家密造は、全国的に普遍しております。昔は大矢さん御存じのように、殆んど東北或いは四国、九州等の一部くらいしかなかつたのが、今日では殆んど全国的に蔓延しておるわけございませう。これにつきましても清酒の引下げ、焼酎の引下げ等によりまして、できるだけ少くすることを期しておりますが、ただ一律に今回の措置でそこまで根絶するやうに行きませうことは、少し無理じやないかと、そういう問題につきましては、できれば将来の問題といたしましては、超過供出の酒とソクしまして、少し安い酒を配給してやるやうな方法も考へたことがあるのでございませうが、そういう問題ももう一遍検討するとか、その他のことをやりまして極力少くするやうに誘導して行くより外ないのじやないか、まあ大體のところ、そういうふうな点を考へておる次第でございませう。

○木内四郎君 指定販賣所のところへ戻入をする方法ですね、これはトラツクで運んで行かなくても、話合で帳簿上の整理で行けるのじやないかと思ひますが……。

○政府委員(平田敬一郎君) 戻入をしなればできない。現実にはそこまで持つて行かなければならぬのですか。実際はそういう戻入をしなればできないのだから、帳簿上の整理でやるやうなことはどうしてもできませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 私ども税法を作り出す者といひましては、これはやはり税法に書いてあります通り、戻入というのは現実に現物を倉庫へ入れて、した場所に移送戻入という意味に解釈したいと思つております。

○木内四郎君 極端な場合は、三十日の十二時に持つて行つて一日の朝早く持つて来るというその間の処理をあなたの方でどう考へておられるにしても、實際の業者はそういうふうなふうに処理する處はありませうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先程申しましたように、大體私は普通の細かいものは戻入まで行かないで問題を解決するのじやないか、あとは少しまとまつたものでございませうから、余程はつきりした事実があります場合にのみ、まして、實際上便宜の措置をとるからとないか、これは一つの問題ではあるやうと思ひますけれども、法律的に申しますと今申しましたように、あくまでも運搬して倉まで運び戻すという行為が必要だといふ前提でやつております。

○愛知愛一郎 今の話、どうですか。主税局のほうの見込みでは、戻入を法律上必要とするやうなもの、数量は、極めて微々たるものじやないでしようか。大體酒税の減率というものは可なり期待をしておられた。考慮もしておられたことあるから、その辺の見当がつけばおのずから今木内さんのよ

○政府委員(平田敬一郎君) 戻入をしなればできない。現実にはそこまで持つて行かなければならぬのですか。実際はそういう戻入をしなればできないのだから、帳簿上の整理でやるやうなことはどうしてもできませんか。

うな問題も少くなるように思うのです
が、どんなものでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 全体とし
ては、大衆愛知委員のお話のような方
法で解決する場合が大部分じやないか
と思ひますが、ただ例外として相当額
めて持つておきまして、やはり木内委
員の指摘されたような現実に戻し入れ
るという行為をしなければ、解決もつ
かないような場合もあるかと思ひま
す。併し相当前から発表しておきま
すし、それから未納税の移出等の措置も
併せて考へておきますので、先ずそ
う大きな数量にはならないだろうと考へ
ておきます。

○油井賢太郎君 民入の期間はいつま
でですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは政
府の承認を受けてやらせることにいた
しておきまして、その承認の方針等に
ついては、正確を期するよう目下閣
議庁では扱ひかたの案を練つておきま
す。余り後まで認めるというようなこ
とはいたさないつもりでおります。

○木内四郎君 密造の問題ですが、今
度は密造を防止する目的もありまし
て、合成酒の二級酒、焼酎などを大
いにお下げになつたのは結構ですが、
大抵これ危険を冒して密造しない
と言ひますか、密造が大いに減つて来
るだろうというお話ですが、仮りに闇
の米を買つて密造したらどのくらい
の値段であるものでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) その問題
は曾つて大分研究したことがございま
すが、現在の濁酒の販売価格です。こ
れは原価、プラス闇利潤が入つてお
ると思ひますが、それが私ども、今手
許にある調べでは百八十円、濁酒でこ

ざいますが、濁酒はアルコール成分は
酒の半分でありまして、大衆酒と
の効率比較は、その場合には半分と見
なすべきやならん。従つて濁酒に換算す
ると約四百円前後の濁酒の闇利潤。今
度は酒の本物のほうが四百六十円であ
りますから、こゝまで来ますと大衆対
抗しやすくなるのじやないかと見てお
るような次第であります。それから糖
酎についても、密造焼酎のものは、原
価は二百六、七十円が多いようであ
ります。これはアルコールの度数が少
いので、正規に換算すると三百二十円
くらいです。そうすると焼酎は三百三
十円にしたので、これは相当競争でき
る。下げますと恐らく闇業者は闇利潤
を下げるだろうと思ひますが、そう
なると相当したことになるだろうと考
へておきます。

○大矢半次郎君 配給酒は将来も相当
終断してやつて行くつもりですか。
○政府委員(平田敬一郎君) 農村とか
山等については、やはり目下のところ
を存続したほうがよいのじやないか。
ただ自由販賣酒の値段はもつと下げ
て、外の物価と釣合のとれるような
均衡がとれるところまで下げ得るなら
ば、これはなるべく一本にした方がよ
いと思ひますが、今の段階では残した
方がよい。来年度も本年度と同じよう
に五十万石前後といふ予定でありま
す。酒類は、原料が非常に少なくなつ
ておりますので、御承知の通り以前は、
米は四百五十万石前後使つておりました
が、本年は五十万石で非常に正規の酒
が減つております。従つて原料事情が
よくならなければ、全体を本場に正常
化するとはできないだろうと思ひま
す。そういう点については、私ども極

力努力しておりますが、主食の事情も
ありますので、従ひましてまだ若干の
無理は残つておると思ひます。そうい
うものについて、段々更に正常化を期
し得るような状態になれば、これはや
はり早く配給と自由販賣酒は一本にし
ては、差当りまだ存置する考へており
ます。

○大矢半次郎君 これは極く小さな問
題ですが、ビールの配給酒の改正価格
は、外のものと比べてどうも少し低過
ぎるような感じがしますが、どうい
うわけですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは実
は、或いはもう少し高いのも一つの案
ではないかと思つていたんですが、……
ちよつと速記を止めていいですか。大
したこゝじやないもので……

○委員(小串清一君) 速記を止め
て。
〔速記中止〕

○委員(小串清一君) 速記を始め
て。

○大矢半次郎君 これは一つ酒の価格
のことについてであります。今度
酒の値段が余り高過ぎて売行きが思わ
しくない。そのために密造なんかも起
るからどうしてもの下げなきやならん
と、こういうふうな情勢からいたしま
すといふ、現在の古い物価統制令
です。物価統制令に基づく酒価とい
うものは果して適当なりや否やといふ
ことは非常に疑問なんです。むしろあ
いりものは撤廃してしまつたらいい
のではなからうかというふうな感じが
いたします。如何でしよう。

○政府委員(平田敬一郎君) 先程、黒
田委員にお答へいたしました通り、焼
酎等につきましては需給が成る程度平
衡を保つようなときになりますと、早
い機会に撤廃するのの一つの方法かと
思ひますが、酒等につきましては米
を使つておきまして、主食の統制の問
題もございまして、簡単に統制を止
めるのは如何であらうかと考へており
ます。ただ又違つた意味におきまし
て、最低価格と申しますが、専売品に
準じまして政府の或る指定した価格以
上で売らなければならぬといつたよ
うな価格措置を講ずるかどうか。その
辺の問題はむしろ将来の研究問題とし
て残して置くべきじやないか。かよう
に考へております。

○大矢半次郎君 そうすると、物価統
制令の方は最高価格を決めておと思
つておきませんが、あの価格以上に十分
売れる見込みがあるというお考へで
すか。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在は
生産数量と税率で調節いたしまして、
大体あの価格前後に自然の価格も落ち
着くものじやないかと見ておきますが、
例へば飛び切りの特級酒は年末一時
あの価格を超えるかも知れないといふ
事情もあるかと思ひます。そういうも
のは高く売らしてもいいじやないかと
いうようなこともなるかも知れませ
んが、さつき申しました通り何しろ貴
重な米を消費しておきまして、その米
について統制が行われていて、その米
についてはまだ時期が早い。かように考
へております。

○清澤俊英君 ここに今、価格引下げ
になつておきませんが、これは、米の値
段が今度上りましたが、或いはその外
にまだ石炭だとかいろ／＼なもの、

大衆物価が上がるじやないかというよう
な傾向もあるもので、これだけのものが
税金を下げてただけで今発表になつた
だけで価格ができるでしょうか。

○政府委員(平田敬一郎君) いずれ本
年度の米を使ひましてできた酒につ
きましては、来年度の四月頃やはり価格の
補正を必要とするかと思つておりま
す。原料が高くなれば取れる程度
引上げも止むを得ないと思ひますが、
ただ原料が若干増しが認められますと
操業率がよくなりまして、その方
で下るかと思ひますので、そういう事情を
よく検討いたしまして、その際は又そ
のようにしたいと思つております。現
在のところは大体さつき申しましたよ
うに若干端数程度ですが、或いはつ
くかも知れませんが、この程度でおさ
まると思ひます。

○清澤俊英君 そうしますと先程のお
話では、こゝやつて酒の値を下げれ
ば、何石と言われましかちよつと数
字を忘れましたが、相当の売行きの増
大を見て、そうして増しが見込まれ
る。こゝろよりうな話があるかと思
ひますが、又、大体米の値段は今のところ
は二割以上の値上を見込まれしおるよ
うな状態のところへ、元通りの価格に
なれば、そういう計数が全然立たない
ことが考へられるのでありますが、そ
ういふ点に対してはどうお考へで
すか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは御
承知の通り、酒の価格の大部分は、改
正後におきまして、まだ実は酒税で
ございまして、二級酒酒でございま
す。今度自由販賣酒は四百六十円に
いたしますが、そのうち二百九十円と
いうのが実は酒税でございまして、従つ

○清澤俊英君　そうすると結論としま

○政府委員（平田敬一郎君） 確かに

○清澤俊英君　その点はこれで打切り

○政府委員（平田敬一郎君）　今まで公

れることだと思ふのでございますが、

Figure 1. The effect of the concentration of the *Agaricus bisporus* spores on the growth of *Agaricus bisporus* on the substrate. The concentration of the spores was 10⁴ spores/g (a), 10⁵ spores/g (b), 10⁶ spores/g (c), 10⁷ spores/g (d), 10⁸ spores/g (e), 10⁹ spores/g (f), 10¹⁰ spores/g (g), 10¹¹ spores/g (h), 10¹² spores/g (i), 10¹³ spores/g (j), 10¹⁴ spores/g (k), 10¹⁵ spores/g (l), 10¹⁶ spores/g (m), 10¹⁷ spores/g (n), 10¹⁸ spores/g (o), 10¹⁹ spores/g (p), 10²⁰ spores/g (q), 10²¹ spores/g (r), 10²² spores/g (s), 10²³ spores/g (t), 10²⁴ spores/g (u), 10²⁵ spores/g (v), 10²⁶ spores/g (w), 10²⁷ spores/g (x), 10²⁸ spores/g (y), 10²⁹ spores/g (z), 10³⁰ spores/g (aa), 10³¹ spores/g (ab), 10³² spores/g (ac), 10³³ spores/g (ad), 10³⁴ spores/g (ae), 10³⁵ spores/g (af), 10³⁶ spores/g (ag), 10³⁷ spores/g (ah), 10³⁸ spores/g (ai), 10³⁹ spores/g (aj), 10⁴⁰ spores/g (ak), 10⁴¹ spores/g (al), 10⁴² spores/g (am), 10⁴³ spores/g (an), 10⁴⁴ spores/g (ao), 10⁴⁵ spores/g (ap), 10⁴⁶ spores/g (aq), 10⁴⁷ spores/g (ar), 10⁴⁸ spores/g (as), 10⁴⁹ spores/g (at), 10⁵⁰ spores/g (au), 10⁵¹ spores/g (av), 10⁵² spores/g (aw), 10⁵³ spores/g (ax), 10⁵⁴ spores/g (ay), 10⁵⁵ spores/g (az), 10⁵⁶ spores/g (ba), 10⁵⁷ spores/g (bb), 10⁵⁸ spores/g (bc), 10⁵⁹ spores/g (bd), 10⁶⁰ spores/g (be), 10⁶¹ spores/g (bf), 10⁶² spores/g (bg), 10⁶³ spores/g (bh), 10⁶⁴ spores/g (bi), 10⁶⁵ spores/g (bj), 10⁶⁶ spores/g (bk), 10⁶⁷ spores/g (bl), 10⁶⁸ spores/g (bm), 10⁶⁹ spores/g (bn), 10⁷⁰ spores/g (bo), 10⁷¹ spores/g (bp), 10⁷² spores/g (bq), 10⁷³ spores/g (br), 10⁷⁴ spores/g (bs), 10⁷⁵ spores/g (bt), 10⁷⁶ spores/g (bu), 10⁷⁷ spores/g (bv), 10⁷⁸ spores/g (bw), 10⁷⁹ spores/g (bx), 10⁸⁰ spores/g (by), 10⁸¹ spores/g (bz), 10⁸² spores/g (ca), 10⁸³ spores/g (cb), 10⁸⁴ spores/g (cc), 10⁸⁵ spores/g (cd), 10⁸⁶ spores/g (ce), 10⁸⁷ spores/g (cf), 10⁸⁸ spores/g (cg), 10⁸⁹ spores/g (ch), 10⁹⁰ spores/g (ci), 10⁹¹ spores/g (cj), 10⁹² spores/g (ck), 10⁹³ spores/g (cl), 10⁹⁴ spores/g (cm), 10⁹⁵ spores/g (cn), 10⁹⁶ spores/g (co), 10⁹⁷ spores/g (cp), 10⁹⁸ spores/g (cq), 10⁹⁹ spores/g (cr), 10¹⁰⁰ spores/g (cs), 10¹⁰¹ spores/g (ct), 10¹⁰² spores/g (cu), 10¹⁰³ spores/g (cv), 10¹⁰⁴ spores/g (cw), 10¹⁰⁵ spores/g (cx), 10¹⁰⁶ spores/g (cy), 10¹⁰⁷ spores/g (cz), 10¹⁰⁸ spores/g (da), 10¹⁰⁹ spores/g (db), 10¹¹⁰ spores/g (dc), 10¹¹¹ spores/g (dd), 10¹¹² spores/g (de), 10¹¹³ spores/g (df), 10¹¹⁴ spores/g (dg), 10¹¹⁵ spores/g (dh), 10¹¹⁶ spores/g (di), 10¹¹⁷ spores/g (dj), 10¹¹⁸ spores/g (dk), 10¹¹⁹ spores/g (dl), 10¹²⁰ spores/g (dm), 10¹²¹ spores/g (dn), 10¹²² spores/g (do), 10¹²³ spores/g (dp), 10¹²⁴ spores/g (dq), 10¹²⁵ spores/g (dr), 10¹²⁶ spores/g (ds), 10¹²⁷ spores/g (dt), 10¹²⁸ spores/g (du), 10¹²⁹ spores/g (dv), 10¹³⁰ spores/g (dw), 10¹³¹ spores/g (dx), 10¹³² spores/g (dy), 10¹³³ spores/g (dz), 10¹³⁴ spores/g (ea), 10¹³⁵ spores/g (eb), 10¹³⁶ spores/g (ec), 10¹³⁷ spores/g (ed), 10¹³⁸ spores/g (ee), 10¹³⁹ spores/g (ef), 10¹⁴⁰ spores/g (eg), 10¹⁴¹ spores/g (eh), 10¹⁴² spores/g (ei), 10¹⁴³ spores/g (ej), 10¹⁴⁴ spores/g (ek), 10¹⁴⁵ spores/g (el), 10¹⁴⁶ spores/g (em), 10¹⁴⁷ spores/g (en), 10¹⁴⁸ spores/g (eo), 10¹⁴⁹ spores/g (ep), 10¹⁵⁰ spores/g (eq), 10¹⁵¹ spores/g (er), 10¹⁵² spores/g (es), 10¹⁵³ spores/g (et), 10¹⁵⁴ spores/g (eu), 10¹⁵⁵ spores/g (ev), 10¹⁵⁶ spores/g (ew), 10¹⁵⁷ spores/g (ex), 10¹⁵⁸ spores/g (ey), 10¹⁵⁹ spores/g (ez), 10¹⁶⁰ spores/g (fa), 10¹⁶¹ spores/g (fb), 10¹⁶² spores/g (fc), 10¹⁶³ spores/g (fd), 10¹⁶⁴ spores/g (fe), 10¹⁶⁵ spores/g (ff), 10¹⁶⁶ spores/g (fg), 10¹⁶⁷ spores/g (fh), 10¹⁶⁸ spores/g (fi), 10¹⁶⁹ spores/g (fj), 10¹⁷⁰ spores/g (fk), 10¹⁷¹ spores/g (fl), 10¹⁷² spores/g (fm), 10¹⁷³ spores/g (fn), 10¹⁷⁴ spores/g (fo), 10¹⁷⁵ spores/g (fp), 10¹⁷⁶ spores/g (fq), 10¹⁷⁷ spores/g (fr), 10¹⁷⁸ spores/g (fs), 10¹⁷⁹ spores/g (ft), 10¹⁸⁰ spores/g (fu), 10¹⁸¹ spores/g (fv), 10¹⁸² spores/g (fw), 10¹⁸³ spores/g (fx), 10¹⁸⁴ spores/g (fy), 10¹⁸⁵ spores/g (fz), 10¹⁸⁶ spores/g (ga), 10¹⁸⁷ spores/g (gb), 10¹⁸⁸ spores/g (gc), 10¹⁸⁹ spores/g (gd), 10¹⁹⁰ spores/g (ge), 10¹⁹¹ spores/g (gf), 10¹⁹² spores/g (gg), 10¹⁹³ spores/g (gh), 10¹⁹⁴ spores/g (gi), 10¹⁹⁵ spores/g (gj), 10¹⁹⁶ spores/g (gk), 10¹⁹⁷ spores/g (gl), 10¹⁹⁸ spores/g (gm), 10¹⁹⁹ spores/g (gn), 10²⁰⁰ spores/g (go), 10²⁰¹ spores/g (gp), 10²⁰² spores/g (gq), 10²⁰³ spores/g (gr), 10²⁰⁴ spores/g (gs), 10²⁰⁵ spores/g (gt), 10²⁰⁶ spores/g (gu), 10²⁰⁷ spores/g (gv), 10²⁰⁸ spores/g (gw), 10²⁰⁹ spores/g (gx), 10²¹⁰ spores/g (gy), 10²¹¹ spores/g (gz), 10²¹² spores/g (ha), 10²¹³ spores/g (hb), 10²¹⁴ spores/g (hc), 10²¹⁵ spores/g (hd), 10²¹⁶ spores/g (he), 10²¹⁷ spores/g (hf), 10²¹⁸ spores/g (hg), 10²¹⁹ spores/g (hh), 10²²⁰ spores/g (hi), 10²²¹ spores/g (hj), 10²²² spores/g (hk), 10²²³ spores/g (hl), 10²²⁴ spores/g (hm), 10²²⁵ spores/g (hn), 10²²⁶ spores/g (ho), 10²²⁷ spores/g (hp), 10²²⁸ spores/g (hq), 10²²⁹ spores/g (hr), 10²³⁰ spores/g (hs), 10²³¹ spores/g (ht), 10²³² spores/g (hu), 10²³³ spores/g (hv

○河井賢太郎考 二才。

○政府委員(平田敬一郎君) 自由販売

て、比較的操作は楽だったのであります。

税の負担の適正化を図る措置の一環と

100

○油井賢太郎君　それでは、若しこれ

○政府委員(平田敏一郎君) これは私

し、密造も相当衰微するということに

つております。と申しますのは、幾前

1

○政府委員（平田敬一郎君） 砂糖につ

して下っております。そういう事情も

くらしいの税率になります。砂糖は考へ

を「不」に表してはく、作方によさう。

1

耐、ビール、それらいろいろふりな増石の趨勢を辿つて行くか、お見通しを伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 御承知の通り、たばこは大体戦前の水準まで実には回復してしまつておるわけなんです。ございますが、酒は直接米、麦という日本主食食糧を原料とする関係がございまして、まだ遺憾ながら生産が少いのでございまして。私共の希望といたしましては、主食の事情さえ許すならば、やはり米、麦等につきまして相当原料を殖やすようになつて行きたいと思つております。その数量が相当殖えまると、税率を下げて結局同じ収入になりますし、又値段が下つて密造酒もなくなるという関係もありますから、年々そういう傾向に持つて行きたいと思つておりますが、差当りの問題といたしましては、今年五十万石の米を使つたわけでありまして、できれば六十五万石程度にして行きたいという希望を持っております。これは主食の事情等の関係もございまして、なか／＼簡単にいきなり見直しはしては、極力そういうふうな方向に持つて行きたいと思つております。麦につきましては若干緩和されておりますので、これも或る程度増加いたしました。ビール等の生産も殖やして行きたい。いも類は今原則として自由でございまして、今度の値下げによりまして売れるとみられるだけの原料を恐らく生産者も確保すると思ひますし、それによりまして極力供給の増加を図るようにして参りたいと思ひます。来年度は少くとも全体で四百万石の供給になるように持つて行きたいと考えています。

○政府委員(小串清一君) ちよつと速記を止めて。

○委員(小串清一君) 速記を開始。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税法の一番主な問題はやはり酒税率の改正といたうところをございまして、あとは若干の必要に際しまして細かい改正を加えております。で、一つは八条の改正でございまして、これは味淋に入れます原料を法律で特定したところからわけでありまして、最近味淋の増量を計る必要がございまして、葡萄酒とか水飴を味淋の増量として追加したいと思つております。そういうことを法律で規定するのは少しどうかと思ひましたので「命令ヲ以テ特定ムル物品」を味淋の原料にし得るといふふうに改正いたしました。それが第八条の改正であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在酒類配給規則による酒類の用途指定をやつておりますが、それによりまして、特配したてておりますのは、石炭炭業、鉄鋼業、鉱山精煉業、石油炭業、金属工業、船舶工業、機械工業、電力業、化学肥料工業、その他若干ございまして、農業、林業、水産業、こういうふうなものに特配をいたしてあります。その外若干非常用として、戦災、風水害等災害の救助のために必要な場合に配給いたしてあります。

○松永義雄君 役所なんかでは別に配給するといふことにはなつていないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 冠婚葬祭、それから会議用といつたようなものも若干の枠はあるようでございます。

○委員(小串清一君) 速記を止めて。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税法の一番主な問題はやはり酒税率の改正といたうところをございまして、あとは若干の必要に際しまして細かい改正を加えております。で、一つは八条の改正でございまして、これは味淋に入れます原料を法律で特定したところからわけでありまして、最近味淋の増量を計る必要がございまして、葡萄酒とか水飴を味淋の増量として追加したいと思つております。そういうことを法律で規定するのは少しどうかと思ひましたので「命令ヲ以テ特定ムル物品」を味淋の原料にし得るといふふうに改正いたしました。それが第八条の改正であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在酒類配給規則による酒類の用途指定をやつておりますが、それによりまして、特配したてておりますのは、石炭炭業、鉄鋼業、鉱山精煉業、石油炭業、金属工業、船舶工業、機械工業、電力業、化学肥料工業、その他若干ございまして、農業、林業、水産業、こういうふうなものに特配をいたしてあります。その外若干非常用として、戦災、風水害等災害の救助のために必要な場合に配給いたしてあります。

○松永義雄君 役所なんかでは別に配給するといふことにはなつていないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 冠婚葬祭、それから会議用といつたようなものも若干の枠はあるようでございます。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

ましては基本税に繰入れまして、加算税率は設けないうにいたしました。それが実質的な改正でございまして、尚、雑酒につきましては一般につきまして今一種と二種の二つに分けて課税をしておるわけでございますが、税が僅少でありますのと、その区分がなかなかつきにくいという点がございまして、これは一本にいたしました。雑酒の一般の中の、外国等から雑酒が入つて来ますとなか／＼どれに格付するかむずかしいので一本にいたしました。そういう点が二十七条の二の改正点であります。

○政府委員(平田敬一郎君) 酒税率の改正でございまして、この点は今問題になつておる通りであります。その細かいことを説明する必要もなからうかと思ひます。それから二十七条の二はこれは加算税率の改正であります。それと今まで加算税率のかかる法律要件といたしまして、酒類を販売するといふ字句を用いていたものであります。が、むしろこれを「製造場又販売場ヨリ移出スル」という改正に置換えるほうが、よりはつきりするといふようなことで、そういうような法制的な改正を少し加えておるのであります。それと実態的には雑酒につきまして加算税率を廃止いたしまして、全部基本税に繰入れた点であります。雑酒は今配給がございまして二本立にするこ

もなないので、これは全部雑酒につき

リノ移出ニ在リテハ指定販売場」に、「製造者」を「製造者（指定販売場ヨリノ移出ニ在リテハ指定販売業者）」に改め、同条第三項中「製造者」を「製造者若ハ指定販売業者」に改める。

第三十八条に同条第一項として次の一項を加える。

酒類ノ製造場又ハ指定販売場ヨリ移出シタル酒類ヲ当該酒類ヲ移出シタル酒類製造者又ハ指定販売業者ノ製造場又ハ指定販売場ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ戻入シタル時以降ニ納付スベキ酒税額ヨリ当該酒類ノ移出ノ際課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ控除ス

同条第一項中「販売ノ為」を削り、「同一製造場若ハ指定販売場ニ戻入シタル酒類ノ製造場若ハ指定販売場ニ移出シタル場合」を「当該酒類ヲ移出シタル酒類製造者又ハ指定販売業者以外ノ酒類ノ製造場又ハ指定販売場ニ移出シタル場合」に改め、同条第二項中「戻入又ハ」を削り、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、「戻入又ハ」を削り、「販売シタル」を「移出シタル」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項又ハ第二項ノ酒類ヲ戻入シ又ハ移出シタル製造者又ハ指定販売業者ニ付其ノ製造業又ハ販売業ノ免許ノ取消其ノ他ノ事由ニ由リ当該酒類ヲ戻入シタル時又ハ移出シタル月分以降ニ納付スベキ酒税額無キ場合其ノ他第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ控除ヲ受クルコト困難ナル事由アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戻入シ又ハ

移出シタル酒類ニ課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得
第六十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税について、は、なお従前の例による。

3 左の各号の一に該当する場合において、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する酒税について、改正後の酒税法第三十八條の規定を適用する。この場合において、第一号の規定に該当するときは、この法律施行の日において当該酒税をもし入れし、又は移入したものとみなす。

一 この法律施行の際、酒税の製造者又は指定販売業者（酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する指定販売業者をいう。以下同じ。）が、酒税の製造場又は指定販売場（同法第三十四條ノ二第一号に規定する指定販売場をいう。以下同じ。）において、この法律施行前にもどし入れし、又は移入した酒税を所有するときは、この法律施行前にもどし入れし、又は移入した酒税を所有するものとみなす。

二 酒税の製造者又は指定販売業者が、この法律施行前に酒税の製造場又は指定販売場から移出した酒税をこの法律施行後酒税の製造場又は指定販売場にもどし入れし、又は移入したとき、酒税の製造者又は指定販売業者が、

4 酒税の製造者又は指定販売業者が、

この法律施行の際に酒税の製造場又は指定販売場に存する酒税で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒税及び第三項の適用を受けられない酒税を除く。以下第五項において同じ。）を改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒税以外の酒税として酒税の製造場又は指定販売場から移出した場合において、当該酒税が、当該酒税につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなし、かつ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

5 酒税の製造者又は指定販売業者が、この法律施行の際に酒税の製造場又は指定販売場に存する酒税で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたものを改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒税として酒税の製造場又は指定販売場から移出した場合において、当該酒税が、当該酒税に係る酒税について、左の各号の定めるところによる。

一 当該酒税が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒税であり、且つ、当該酒税につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなし、かつ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

二 当該酒税が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなし、かつ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

条ノ二第二項各号に掲げる酒税とみなし、且つ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

二 当該酒税が、当該酒税につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなし、かつ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

三 当該酒税が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒税であり、且つ、当該酒税につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなし、かつ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

四 当該酒税が、当該酒税につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額とみなし、かつ、これらの税額の差額を同条の規定による税額とみなして同条の規定を適用する。

で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒税を除く。）について、その種類、級別、類別、種別及びアルコール分の異なるごとに、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、所轄税務署に申告しなければならない。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

所得税法臨時特例法案
所得税法臨時特例法案
（源泉徴収税の特例）
第一条 昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間の支払に係る所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「法」という。）第九條第一項第五号及び第六号に規定する給与について、法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定により徴収すべき所得税の税額は、当該各号の規定にかかわらず、左の各号の定める税額とする。

一 法第三十八條第一項第一号から第四号までの規定に該当する給与については、左に掲げる税額
イ 法第三十八條第一項第一号のその支給額が毎月又は毎週と定められている給与（以下「この給与」という。）及び「月給」といふことにより、その給与の金額並びに

九

申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に依り、それぞれ法別表第二の月額表又は日額表の各甲欄に掲げる税額からこの法律別表所得税源泉徴収額控除額表（以下「控除額表」という。）第一の月額表又は同表第二の日額表甲欄に掲げる金額を控除した税額

法第三十八条第一項第二号のその支給額が毎月又は毎旬と定められている給与及び同項第三号のその支給期間が月の整数倍の期間により定められている給与については、それぞれの給与の金額に二若しくは三を乗じ、又は当該金額を当該倍数で除して計算した金額を月給の金額とみなしてこの規程を適用して計算した税額を二若しくは三で除し、又は当該税額に当該倍数を乗じて計算した税額

法第三十八条第一項第一号のその支給額が毎週と定められている給与、同項第三号のその支給期間が週の整数倍の期間により定められている給与及び同項第四号のその支給額が同項第一号から第三号までに定めるものと異なるものである給与については、それぞれその給与の金額の日割額を日給の金額とみなしてこの規定を適用して計算した税額に七、七に当該倍数を乗じた数又はその給与の計算の基礎となつた日数を乗じて計算し

別表 所得税源泉徴収額控除額表
第一 月額表

その月の 給与の金額		第一条第一項第一号イの規定による控除金額									
		扶養親族及び不具者の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
以上	未満	控 除 金 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,000	未満	全額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,000	3,200	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,200	3,400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,400	3,600	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,800	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
3,800	4,000	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,200	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,400	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,600	80	全額	0	0	0	0	0	0	0	0
4,600	4,800	80	180	0	0	0	0	0	0	0	0
4,800	5,000	80	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,500	80	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
5,500	6,000	80	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
6,000	6,500	80	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
6,500	7,000	80	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
7,000	7,500	80	180	全額	0	0	0	0	0	0	0
7,500	8,000	85	180	180	230	全額	0	0	0	0	0
8,000	8,500	100	180	180	230	全額	0	0	0	0	0
8,500	9,000	100	180	180	230	全額	0	0	0	0	0
9,000	9,500	100	150	180	230	全額	0	0	0	0	0
9,500	10,000	100	165	180	230	全額	全額	0	0	0	0
10,000	11,000	100	165	195	230	全額	全額	全額	0	0	0
11,000	12,000	130	165	225	235	280	330	全額	全額	0	0
12,000	13,000	175	185	225	280	280	330	全額	全額	全額	0
13,000	14,000	225	230	240	290	320	330	全額	全額	全額	全額
14,000	15,000	280	285	285	295	350	365	380	全額	全額	全額
15,000	16,000	345	340	345	340	350	405	430	480	全額	全額
16,000	17,000	410	415	395	390	395	415	450	480	全額	全額
17,000	18,000	490	485	430	455	440	450	475	495	530	全額
18,000	19,000	580	570	555	555	540	505	515	540	545	全額
19,000	20,000	670	660	675	680	595	605	565	575	595	全額
20,000	21,000	760	750	725	710	700	645	625	610	620	全額
21,000	22,000	850	840	815	800	780	725	705	680	690	全額
22,000	23,000	950	920	905	890	860	805	785	760	750	全額
23,000	24,000	1,050	1,020	995	980	960	895	865	840	830	全額
24,000	25,000	1,150	1,120	1,095	1,065	1,050	985	955	920	910	全額
25,000	26,000	1,250	1,220	1,190	1,160	1,140	1,075	1,045	1,010	990	全額
26,000	27,000	1,350	1,320	1,290	1,260	1,240	1,165	1,135	1,100	1,090	全額
27,000	28,000	1,450	1,420	1,390	1,360	1,340	1,265	1,235	1,190	1,180	全額
28,000	29,000	1,550	1,520	1,490	1,460	1,440	1,365	1,335	1,280	1,270	全額
29,000	30,000	1,650	1,620	1,590	1,560	1,540	1,465	1,435	1,380	1,360	全額
30,000	31,000	1,750	1,720	1,690	1,660	1,640	1,565	1,535	1,480	1,460	全額
31,000	32,000	1,850	1,820	1,790	1,760	1,740	1,665	1,635	1,580	1,560	全額
32,000	33,000	1,950	1,920	1,890	1,860	1,840	1,765	1,735	1,680	1,660	全額
33,000	34,000	2,020	2,020	1,990	1,960	1,940	1,865	1,835	1,780	1,760	全額
34,000	35,000	2,070	2,120	2,090	2,060	2,040	1,935	1,925	1,880	1,860	全額
35,000	36,000	2,120	2,185	2,190	2,160	2,140	2,065	2,025	1,980	1,960	全額
36,000	37,000	2,170	2,235	2,290	2,260	2,240	2,165	2,125	2,080	2,060	全額
37,000	38,000	2,220	2,285	2,345	2,360	2,340	2,265	2,225	2,180	2,160	全額
38,000	39,000	2,270	2,335	2,395	2,460	2,440	2,365	2,325	2,280	2,260	全額
39,000	40,000	2,320	2,385	2,445	2,510	2,540	2,465	2,425	2,380	2,360	全額
40,000		2,370	2,435	2,495	2,560	2,620	2,565	2,525	2,480	2,460	全額

二 法第三十八条第一項第六号の規定に該当する給与については、その給与の金額に依り、法別表第二の日額表丙欄に掲げる税額から控除額表第二の日額表乙欄に掲げる金額を控除した税額

三 法第三十八条第一項第七号の賞与及び賞与の性質を有する給与については、その給与の六分の

の（一）（当該給与の金額の計算の基礎となつた期間が六箇月をこえるときは、十二分の一）に相当する金額を前月中に支払を受けたその他の給与の金額に加算した金額を月給とみなして第一号イの規定を適用して計算した税額から、前月中に支払を受けたその他の給与の金額を月給とみなして同号イの規定を適用して計算した税額を控除した税額

四 法第三十八条第一項第八号の退職所得については、同号中「第一号乃至第四号及び前号の規定により徴収した税額」とあるのを「所得税法臨時特例法第一条第一項第一号及び第三号の規定により計算した金額により徴収した税額」とこれら規定の適用に因り第一号乃至第四号及び前号の規定を適用して徴収した場合に比して軽減されることとなつた税額との合計金額」と読み替えて同号の規定を適用して計算した税額

砂糖消費税法の一部を改正する法律

項を削る。

02

付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ又ハ保証人ヲシテ税金ヲ納付セシム

第四条ノ三 前条ノ場合ニ於テ担保物ノ価格ガ徴収スベキ税金及公売ノ費用ニ充テ仍不足額アルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

前条ノ場合ニ於テ保証人税金ヲ完納セザルトキハ先ヅ納税義務者ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行ヒ其ノ財産ノ価格ガ徴収スベキ税金、督促手送料及滯納処分費ニ充テ仍不足額アルトキハ保証人ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行フ

前項ノ保証人ハ国税徴収法第三十
二条ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ納
税者ト看做ス
第五条第四項を削り、第五条ノ二
の次に次の一条を加える。

第五條ノ三 第四條ノ二及第四條ノ

三ノ規定ハ第五條第二項ノ規定ニ依ル担保ノ提供アリタル場合ニ於テ同條第三項又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ消費稅ヲ徵收スルトキニ付之ヲ準用ス

第六條中「第四條第一項但書、第四條ノ二」を「第四條但書、第四條ノ四」に改める。

第七條第一項中「第四條第二項但書、第四條ノ二」を「第四條但書、第四條ノ四」に改め、同条第三項中「其ノ移出先ニ移入セラレザルトキハ移入者」を「政府ノ指定シタル期限内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ引取人」に改める。

第八条中「又ハ販売」を削る。
 第十一条第五項を次のように改め

昭和二十五年十二月十一日印刷

昭和二十五年十二月十二日発行

第四條ノ二及第四條ノ三ノ規定ハ
第二項ノ規定ニ依リ担保ノ提供アリ
タル場合ニ於テ第三項又ハ前項ノ規
定ニ依リ消費税ヲ徴収スルトキニ付
之ヲ準用ス。

第十二条を次のように改める。

第十二條 消費稅ノ課セラルタル砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テ其ノ種別及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費稅ヲ徴収セズ政府ノ承認ヲ受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原料トシ

テ製造シタル砂糖、糖蜜又ハ糖水
ニシテ之ニ課スベキ消費税額ガ其
ノ原料トシテ使用シタル砂糖、糖
蜜又ハ糖水ニ課セラレタル消費税
額ニ等シキモノヲ引取ル場合ニ付
亦同ジ

消費稅ヲ課セラレタル砂糖、糖蜜
又ハ糖水ヲ製造場ニ戻入シ又ハ移
入シタル場合ニ於テ政府ノ承認ヲ
受ケ其ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ原
料トシテ製造シタル砂糖、糖蜜又
ハ糖水ニシテ之ニ課スベキ消費稅
額ガ其ノ原料トシテ使用シタル砂
糖、糖蜜又ハ糖水ニ課セラレタル

消費税額ヲ超ユルモノヲ製造場ヨリ引取ルトキハ引取人ヨリ其ノ超ユル部分ニ相当スル税額ノ消費税ヲ徴収ス

前二項ノ規定ニ依ル政府ノ承認ノ
手續ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十六條を次のように改める。

第十六条 第十二条ノ四乃至第十四条ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八條第二項、第六十三條及第六

十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号の定めるところによる。

一 この法律施行前に砂糖消費税を課せられた砂糖、糖蜜又は糖水を砂糖、糖蜜又は糖水の製造

場にもどし入れし、又は移入した場合における当該砂糖、糖蜜又は糖水及びこれらを原料とし

て製造した砂糖、精蜜又は糖水
については、改正後の砂糖消費
税法第十二条の規定を適用す
る。

二、この法律施行前に課した砂糖消費税に係る砂糖消費税法の規定による担保については、改正

3 後の同法及び同法に基く命令の規定を適用する。
この法律施行前にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

揮発油税法の一部を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する
法律

揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「数量に対して小売業者販売価格を乗じて得た金額」を「数量」に改め、同条第二項を削る。

第四條中「前條第一項に規定する金額の百分の百」を「揮発油一キロリットルにつき一万千円」に改める。

第十四條第二項中「揮発油の消費をもつて、製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなす。」を「揮発油の消費をもつて製造場又は保税地域からの揮発油の引取とみなし、そ

の消費者をもつて揮発油の取組人となす。みなす。この場合における揮発油税の課税標準は、第三条の規定にかかわらず、その消費する揮発油の数量とする。」に改める。

第十八条第四項中「第三條第一項」を「第三條」に、「數量に對して小売業者販売價格を乘じて得た金額」を「數量」に改める。

第二十條中「第三十八條第三項但

書、第三十九条第二項、第四十条、
第四十一条、」を削る。

- 1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に課した、又は

課すべきであつた揮發油税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

參議院事務局

印刷者 印刷所